

みんなで作ろう

まちづくりの基本ルール

住民自治条例ってなに？

住民自治条例は、市民の皆さんや企業、市や市議会などが同じ目的を持ち、それぞれの役割の下、助け合いながら、より良いまちにしていけるためのまちづくりの基本となるルールを定めたものです。

住民自治条例は必要なの？

岩見沢市を取り巻く環境は大きく変化してきており、また、市民の皆さんの要望の多様化や意識の変化などで、地域のつながりも薄れてきているのではないのでしょうか。

そんな中で、今後のまちづくりや市政運営は、行政だけではなく、市民の皆さんとともに力を合せて取り組むことが求められており、例え、時代が変わり、まちづくりの手法が変わろうとも、まちづくりに参加する市民の権利として、永く保障するための住民自治条例が必要であると考えました。

これまでの経過と今後の流れ

平成23年7月26日発足
住民自治条例懇話会
による協議・検討

平成23年12月28日
市長へ提言書を提出

平成24年2月発足予定
岩見沢市みんなで創る
まちづくり基本条例市民会議
による条例(草案)の策定
作業期間は1年半程度

平成25年2月頃予定
中間報告
市民意見交換
パブリックコメント等

市長へ条例(草案)を提出

目指すもの
市民の声がかまちづくりに反映され、
市民自ら考え、行動する
「住民自治の実現」

市民意見の反映

私たちのまちである岩見沢市をみんなで支え合い、 より暮らしやすく、より元気なまちにするために 岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議 公募委員の募集

市民が主役となってまちづくりを進め、これからも持続して住みやすい地域を築いていくために、自分たちの手で、まちづくりの基本ルールである条例の草案を一緒に作りませんか。

募集人数 5人以内(応募者多数の場合は選考)

なお、委員は各種団体委員を含め20人以内で構成。

応募資格 ◆平成24年1月1日現在、満20歳以上の方
◆市内に在住、在勤または在学している方
◆岩見沢市のまちづくりに関心があり、建設的な立場から積極的に関与する意思のある方

任期 委嘱を受けた日から条例の草案を市長に提出するまでの間
会議開催 月1~2回程度。平日の昼間または夕方に開催
主な活動 条例の検討および草案の作成、条例の草案に関する市民の皆さんからの意見募集、条例の草案に関する市民の皆さんへのPRや説明など

応募期限 2月13日(月)必着

応募方法 所定の応募用紙に、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、職業、勤務先、応募動機を記入し、「これからの岩見沢市のまちづくりにおける市民の役割について」をテーマとした小論文(400字程度)を書いて、持参、郵送、ファックス、Eメールのいずれかの方法で

応募用紙は、市住民自治・安全安心推進室、北村・栗沢支所総務課、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターに備え付けてあるほか、市のホームページからも入手できます。

応募・問合せ ☎ 068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所総務部住民自治・安全安心推進室
FAX 23局 6019 Eメール bousai@i-hamanasu.jp

問合せ先 市住民自治・安全安心推進室

平成23年12月28日

岩見沢市住民自治条例懇話会から 市長へ提言書を提出

平成23年7月、まちづくりを進めていくための基本的なルールである、住民自治条例の必要性やあり方等について検討する「岩見沢市住民自治条例懇話会」が発足しました。

これまで、委嘱を受けた7名の委員により、真剣な議論が行われ、この度、提言書がまとまり市長へ提出されました。



●●●●● 提言された主な内容 ●●●●●

- ▶市民参加によるまちづくりを進める上で、まちづくりの基本ルールである「住民自治条例」の制定が必要であること。
- ▶条例の形態については、市民の権利や責務、議会と行政の役割や責務、さらには、市民と行政の関係等、まちづくりを進める上で基本ルールとなるよう、広く網羅する形態の方向で検討を進めていくこと。
- ▶岩見沢らしさや岩見沢市独自の課題等がある場合には、それに対する規定についても検討を進めていくこと。
- ▶住民自治条例は、自治体の運営や理念、市民参加のルールなどを示すものであり、その策定過程においても市民の参加が不可欠である。このことから、市民等で構成する「岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議」(以下「市民会議」という。)を設置し、検討を進めていくこと。
- ▶市民参加にあたっては、市民会議の公開のほか、パブリックコメント(意見公募)、意見交換会等の開催及び実施により、幅広く市民の声を反映させるような、市民参加の機会を十分に確保しながら、取り組むこと。
- ▶市民周知については、市の広報紙、ホームページを基本とし、それ以外の情報伝達手段も模索し、効果的な情報発信を行い、併せて、意見交換会等の開催、パブリックコメント(意見公募)による意見の募集等により、条例の策定検討過程から幅広く市民への周知を図ること。
提言書は市のホームページに掲載しています。

この提言を受け、市は、市民参加によるまちづくりを進める上で、まちづくりの基本ルールである条例を具体的に策定する組織、「岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議」を設置し、まちづくりや行政運営の基本ルールを定める条例の草案を策定していきます。

なお、条例づくりの取り組みは、今後も市の広報紙やホームページなどでお知らせしていきます。